

## 07 児童発達支援事業所とは

### 児童発達支援事業所・児童発達支援センター

「児童発達支援事業所・児童発達支援センター」は、どちらも「主に、就学前の発達が気になる子どもや運動発達・言葉の遅れ等で療育が必要な子どもたちが、健やかな成長・発達をしていくよう支援する、療育・保育を行う施設」です。（制度上は「18歳までのお子さんが対象となる」ため、「高校に行っていない16～18歳の子ども」も対象となります。）

市内の事業所は静岡県ホームページ内「障害福祉サービス事業所・障害者支援施設等の紹介」→「市内障害福祉関連事業所一覧」をご覧ください。サービス利用に必要な「障害児支援利用計画」を作成する「指定障害児相談支援事業所」の情報も掲載されています。

また、さらに詳しい内容を記した一覧を各区子育て支援課、障害者支援課でもお配りしています。一覧には、各事業所の定員や特徴、事業所からのメッセージが掲載されています。

通所する際には各区の「障害者支援課」へ申請し、「障害児通所受給者証」を発行してもらう必要があります。受給者証の発行には所定の手続きが必要となりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

### お問い合わせ先

各福祉事務所 障害者支援課（給付係）

葵区 054-221-1589

駿河区 054-287-8690

清水区 054-354-2168

### 体験談



小集団（幼稚園入園前2歳から卒園まで利用）

2歳過ぎの頃、ちょうど新規の事業所ができたので、幼稚園卒園まで通いました。幼稚園に通い始めてからは、幼稚園が休みの日と夏休みなどの長期休みのみになりましたが、この児発のおかげで「椅子に座って先生の話聞く」「親以外の大人とのやり取りを楽しむ」「興味のあるおもちゃや遊びの幅を広げる」などが、先生方の丁寧なかかわりのおかげで少しずつ出来

るようになったので、感謝の言葉しかありません。親が日々の生活の中で困っていることに、先生方が寄り添って話を聞いてくれたり、「こうしたら良いよ」のアドバイスをくれたりしたのでそれも有り難かったです。



小集団（入園前、週5日利用 ⇒ 入園後、週1回土曜日利用）  
入園前に、スケジュール通りに過ごすこと、母子分離や身辺自立を目標に、平日週5日・3歳頃から利用しました。痙攣が起きた時の対応や、排泄の促し方等、親からの相談にも多くしてもらい、ペアレントトレーニングの要素もありました。子供の成長に伴い悩みも変わってくるので、すぐに相談できる場所を持てたことは心強かったです。入園後は週一回の利用となりましたが、就学相談会や他の親御さんとの交流会等、情報を得る機会も設けられていました。



児童発達事業所（個別 1回45分 週1回）  
就学に向けて、週1回45分間、個別に支援を受けました。学習内容は、普段の様子や心配な点を親から聞き取りした上で、子供が少し頑張れば出来そうなことを先生が提案してくれます。うちの子供は、ひらがな学習や「ちえ」の学習、ソーシャルスキルを学び、ある程度座って活動することも目標でした。親はマジックミラー越しに見学することもでき、先生から直接、授業の様子を聞けましたし、月に1回、子供の様子を書面で貰いました。出来ない所に注目するのではなく、いつもいい所に着目して話してくれました。どういった所が長所なのか、親の考え方を変えるきっかけにもなりました。また、先生は固定ではなく、5人ほどが順番に担当してくださったので、独りに固執しがちな子供の特性に配慮された仕組みになっていました。また、この事業所は放課後等デイサービスもやっていたので、小学校入学後は、そのまま利用し、移行もスムーズでした。



児童発達支援に通うまで、偏食がひどく、一時期は、白い食べ物しか食わず、野菜嫌いどころかろうじて食べられる野菜？は、海苔と納豆のみでした。しかし、給食指導で、かなり偏食が改善し、家庭でも野菜ジュースも飲めるようになり、小学校高学年では、たいていの野菜も食べられるようになりました。

※ 48 ページの「16 放課後等デイサービスって何？」の体験談もご覧ください。